

# 輸出事業計画策定 の手引き

令和3年7月 農林水産省

# 目次

## 1. 輸出事業計画の概要

- (1) 制度の概要 . . . P 2
- (2) 計画認定の流れ . . . P 3

## 2. 輸出事業計画の策定

- (1) 輸出事業計画（様式1（別紙））  
の記載方法について . . . P 5
- (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）  
の記載方法について . . . P 11
- (3) 重点品目ごとの留意事項 . . . P 13
- (4) チェックリスト . . . P 20

## 3. お問い合わせ先 . . . P 21

(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する  
関連事業の優遇措置等

# 1. 輸出事業計画の概要

## (1) 制度の概要

### 輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。（法第三十四条より）

### 輸出事業計画認定のメリット

輸出事業計画の認定を受けることにより、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 輸出関連事業等における優遇措置（優先採択等）
- ・ 支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート
- ・ 日本政策金融公庫による融資（食品流通改善資金、HACCP資金）

### 輸出事業計画の認定基準（認定規程第3の3）

提出された輸出事業計画は、「輸出事業計画の認定規程」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき、審査されます。主な認定の基準は以下の通りです。

（主な認定基準）

- ・ ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- ・ 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- ・ 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- ・ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

### 輸出事業計画の類型

輸出事業計画は、策定の目的により以下の7つに分類され、それぞれの分類によって、認定までの流れが異なります。

- ① GFPグローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 輸出関連事業等における優遇措置（優先採択等）を希望する場合
- ③ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ④ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者
- ⑤ 日本政策金融公庫の制度資金の活用を希望する場合
- ⑥ ①～⑤の複合型
- ⑦ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

## (2) 計画認定の流れ

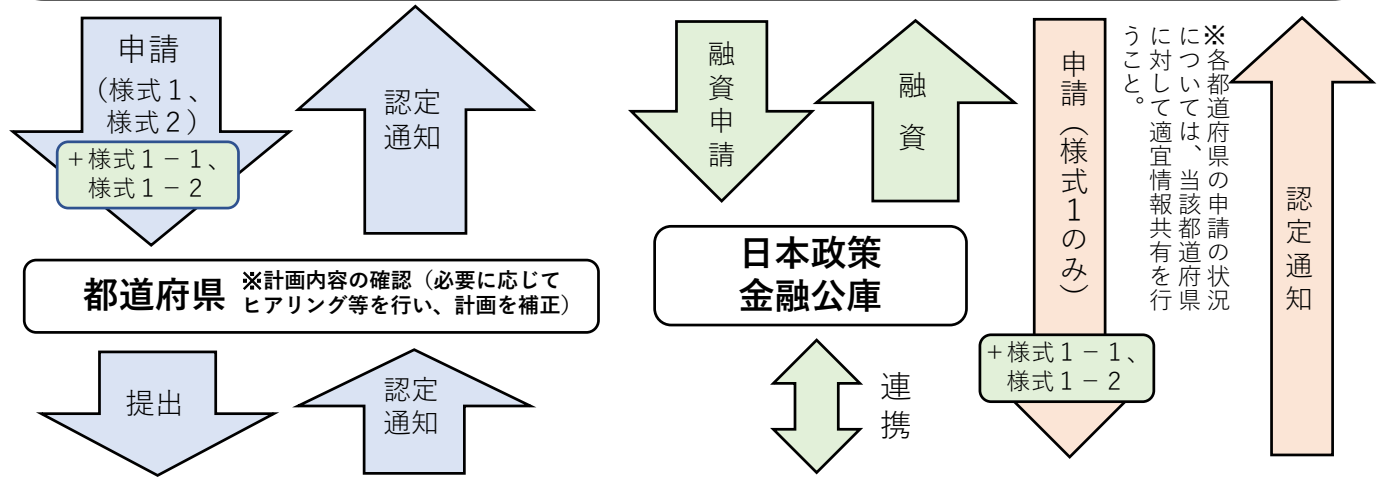
### 産地・事業者

- ① G F P グローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 輸出関連事業における優遇措置を希望する場合
- ③ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ④ 実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者
- ⑥ ①～⑤の複合型

- ⑤ 日本政策金融公庫の制度資金の活用を希望する場合  
**【食品流通改善資金（様式1-1）】**  
**【食品産業品質管理高度化促進資金 ※H A C C P 資金（様式1-2）】**  
※輸出事業計画に、食品等の流通合理化、製造過程の管理の高度化に関する内容を含めた場合は、日本政策金融公庫融資の対象となります。

- ⑤のみ
- もしくは
- ⑦ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

ポイント1：輸出事業計画の申請者は、G F P コミュニティサイトに登録しておく必要があります。  
 ポイント2：公庫の制度資金の活用を希望する場合は、申請前に、公庫による申請書類の事前確認を必ず受けてください。



### 地方農政局等

#### 【進達決裁】

輸出担当課

様式1-1：資金担当課が内容確認  
 (様式1-2の内容確認は本省が実施。なお、第三者機関の確認書が必要。)

#### 【計画内容確認】

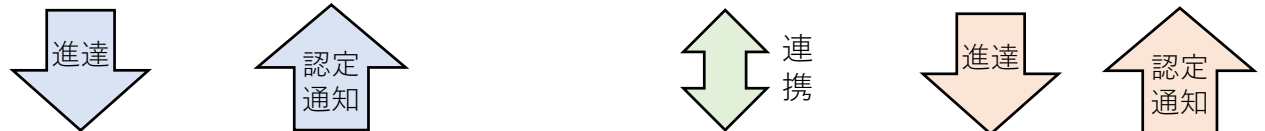
- 実行戦略を踏まえてリスト化された輸出産地・事業者  
 (林産物・水産物・酒類・清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油の計画及びGFPグローバル産地づくり推進事業を活用した産地の計画を除く。)

⇒ (主担当) 品目担当課

- 上記以外の申請者

⇒ (主担当) 輸出担当課

※輸出担当課、品目担当課、関連事業担当課及び公庫融資担当課は、必ず相互に確認を行うこと。



### 農林水産省

#### 【認定決裁】

輸出担当課

様式1-1、様式1-2：資金担当課が内容確認

※法第34条第5項に該当する場合は事業所管大臣へ通知 (ex.酒類は財務大臣へ通知)

#### 【計画内容確認】

- 実行戦略を踏まえてリスト化された輸出産地・事業者  
 (酒類の計画及びGFPグローバル産地づくり推進事業を活用した産地の計画を除く。)

⇒ (主担当) 品目担当課

- 上記以外の申請者

⇒ (主担当) 輸出担当課

※輸出担当課、品目担当課、関連事業担当課及び公庫融資担当課は、必ず相互に確認を行うこと。

# (参考) 輸出事業計画の手續担当課

申請者区分	計画の分類	計画の提出先	地方農政局等		農林水産省本省		
			文書受付	手續担当課	文書受付	手續担当課	
リスト化輸出産地・事業者	P2の類型④に該当する場合  (かつ、他の分類に該当する場合も含む)	都道府県知事 經由 地方農政局長等			【決裁】 輸出担当課  【計画の内容確認】 【産地・事業者との調整】 品目担当課 ※(注1) ※(注3) ※林産物・水産物・酒類・清涼飲料水・菓子・ソース 混合調味料・味噌・醤油 ↓ 本省輸出担当課を經由して、本省品目担当部署へ内容確認を依頼	【決裁】 輸出担当課  【計画の内容確認】 【産地・事業者との調整】 品目担当課  ※(注1) ※(注2) ※(注3)	
					(リスト化輸出産地と重複する場合は、輸出担当課が担当)	輸	輸
GFP グローバル産地づくり推進事業活用産地	P2の類型①に該当する場合  (かつ、他の分類に該当する場合も含む)	都道府県知事 經由 地方農政局長等	輸 出 担 当 課		【決裁】 【計画の内容確認】 【産地・事業者との調整】 輸出担当課 ※(注1) ※(注3)	【決裁】 【計画の内容確認】 【産地・事業者との調整】 輸出担当課 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	
上記以外の産地・事業者	P2の類型② または 類型③に 該当する場合	都道府県知事 經由 地方農政局長等				【決裁】 【計画の内容確認】 【産地・事業者との調整】 輸出担当課 ※(注1) ※(注3)	【決裁】 【計画の内容確認】 【産地・事業者との調整】 輸出担当課 ※(注1) ※(注2) ※(注3)
	P2の類型⑤のみ、 または 類型⑦に 該当する場合	地方農政局長等					

(注1) 計画の内容確認の際は、担当課だけでなく、関係部署が必ず相互に連携をとること。

(注2) 酒類の計画は、法第34条第5項に基づき、財務大臣への通知が必要。

(注3) 地方農政局等及び本省における決裁は、必要に応じ、品目担当課、関連事業担当課、公庫融資担当課に同報。

## 2. 輸出事業計画の策定

### (1) 輸出事業計画（様式1(別紙)）の記載方法について

#### 【はじめに】

輸出事業計画は、以下の4つの基準を満たしていることが必要です。これらの情報を網羅できるように、申請書を記載いただく必要があります。

#### 《輸出事業計画の認定基準》

- (1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- (2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- (3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- (4) 計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

#### 様式1(別紙)

#### 輸出事業計画

・輸出事業計画の認定規程(3輸国第2号)第5の規定に基づく支援の対象となろうとする計画又はGFPグローバル産地づくり推進事業活用産地で計画の認定を申請する方はチェックしてください。

P2の輸出事業計画の種類の①～③に該当する場合は、チェックして下さい。

・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画の認定を申請する方はチェックしてください。

の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

申請者がリスト化された輸出産地・事業者である場合  
(P2の輸出事業計画の種類④に該当する場合は、チェックして下さい。)

・株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることになります。

P2の輸出事業計画の種類⑤に該当する場合は、チェックして下さい。  
※申請前に、事前に公庫にご相談をお願いします。

#### 1 基本情報

申請者名	〇〇輸出拡大協議会	品目	××××
都道府県名	●●県	産地のエリア又は事業実施地区	△△地区
市町村名	▼▼市	事業実施期間	年 月 ~ 年 月

#### 申請者の事業概要

##### 【申請者の事業概要】

○申請者が行っている事業について、簡潔に記入してください。  
(輸出関連以外の事業も、可能な範囲でご記入ください。)

(例) 設立、事業目的、事業の実施状況等

##### 【事業実施期間】

○優先採択を希望される関連事業や、活用を希望する公庫融資の趣旨にあわせて、期間を設定してください。  
(例)公庫融資(食品流通改善資金)の活用を希望する場合は、安定的な取引関係構築のため最短で5年間。  
○終期については、申請者の事業年度など成果目標を把握しやすい時期で設定してください。  
●年▲か月等の端数があっても構いません。

## 2 輸出に当たってのニーズの把握状況(背景と根拠)

主に以下の3点について、内容に盛り込んでください。

### ①【背景】

- ・輸出品目の特色
  - ・都道府県内の農林水産業における位置づけ
  - ・産地の状況 など
- ※産地の強み（「品目や産地の特徴」等）や取り巻く環境の変化（「生産者の減少」や「販売価格の低迷」等）を踏まえて、「3 課題と取組内容」に繋がるような内容を記載してください。

### ②【これまでの輸出の取組】

- ・輸出に取り組んだきっかけ
- ・これまでの輸出実績（輸出額、輸出国等）
- ・海外市場を見据えた輸出体制整備及び施設整備の経緯やPR活動の実施状況 など

### ③【ターゲット国のニーズ及び規制等】

- ・まずはターゲット国を明確に記載してください。  
併せて、その国をターゲット国にした理由も記載してください。
  - ・次に、ターゲット国ごとに、ニーズや規制等の把握状況を記載してください。
  - ・小売り向けか、外食向けか、高所得者層を狙うのか、中所得者層も視野に入れるか、などの視点も記載してください。
- ※輸出先国の法令や規制等を踏まえ輸出できる品目になっているかを確認してください。

#### （記載にあたって参考とすべきデータ）

- ・これまでに参加した現地展示会における商談やアンケート調査に基づく分析結果
- ・現地バイヤー・取引先に対する電話等のヒアリングによる最新の状況
- ・JETROの現地調査報告等の公開データ 等

### （記載例）

××××は、温暖な気候に恵まれた●●県で広く栽培されており、中でも△△地区は～～という特徴から、県内でもトップクラスの品質と生産量を誇る。

一方で、近年、国内他産地との競合が生じており、国内販売価格が低迷しつつある。そこで、今後新たな需要が見込まれる海外市場をターゲットとし、〇〇年から、輸出の取組を展開することとした。

現地バイヤーに対してヒアリングを行うとともに、現地を訪問し市場調査を行い、以下のニーズ及び規制があることを把握している。

#### 【A国】

A国では××××を◎◎するなどして食べる文化があり、日本からも以前から××××が輸出されていたが、現地で食されているものと比較し、～～～。また現地では、～～～な味や食感が好まれている。また、食品安全規制において、輸出農産物の選果梱包施設の施設認定が必要。

#### 【B国】

B国では、◎◎層の消費者に、手軽に食べられる～～～としての注目が近年高まっており、××××を家庭で調理する習慣が広まりつつある。現在はX国の××××がB国では広く流通しているが、現地の小売店にてテスト販売を行ったところ、X国のものと比較し、当地区の××××の方が～～～で、高い評価を得ることができた。

### 3 課題と取組内容(輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工又は流通の改善を図る取組を記載)

○前述の「ターゲット国のニーズ及び規制等」を踏まえ、国ごとに、「生産（製造）」・「加工」・「流通」・「販売」等の段階に分けて、それぞれの課題と解決に向けた取組内容を記載してください。生産においては、対象品目毎の作付面積、生産量等の生産概況に係る現状値と目標値についても記載してください。

※該当がない部分は、省略して構いません。

○当該取組が、どのターゲット国を対象とするものか、事業実施期間のいつ頃取組むのかについても明確に記載してください。

○実行戦略に基づき、リスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、生産・製造面等の状況を適切に把握し、輸出重点品目ごとの輸出目標等を踏まえた内容を記載してください。

○「7 資金計画」で活用を希望する事業がある場合は、その内容を記載してください。

#### (記載例)

(1) ○○国

課題等が国ごとに異なる場合は、国別にご記載ください。

##### ①課題

###### 【生産・製造】

生産者の高齢化が進んでいることもあり、生産拡大に伴う労力不足が顕著になっている。また、・・・。

###### 【加工】

加工品の製造については、従来から当社が保有する機械を利用しているが、○○国の△△の規制に対応することが困難となっており、・・・。

###### 【流通】

昨年度、輸出した商品の一部で、品質低下が見られた。原因としては、・・・。

###### 【販売】

新規参入事業者も多く、国内他産地産との競争が年々激しくなっている。また、・・・。

いつ頃、どのような取組みを行うのか、具体的にご記載頂くのが望ましいです。

##### ②課題解決に向けた取組内容

###### 【生産・製造】

圃場の●●管理にスマート農業技術の導入を図る。具体的には、令和●●年に○○、▲年は××に取り組むことで・・・。

###### 【加工】

○○国の△△の規制に対応するため、専門家のアドバイスを受けながら、新規加工製造機器の選定及び導入を行う。

###### 【流通】

関係機関と連携し、○○等を活用した品質保持試験を実施する。また、・・・。

###### 【販売】

他産地との差別化を図る取組みを実施する。具体的には・・・。

# 輸出事業計画のロードマップ

事業実施主体名:

	〇〇年度				△△年度				□□年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
<b>生産(製造)</b>												
輸出先国の残留農薬基準に対応した栽培体系の検討		関係機関にて内容検討				栽培体系案の検証				結果の検証・案の改良		
〇〇		.....				.....				.....		
△△			.....			.....			.....			
<b>加工</b>												
〇〇認証取得					講習受講・認証準備					認証		
△△		.....				.....			.....			
<b>流通</b>												
〇〇	以下、上記と同じイメージで記入											
△△	以下、上記と同じイメージで記入											
<b>販売</b>												
〇〇	以下、上記と同じイメージで記入											
△△	以下、上記と同じイメージで記入											
予定輸出先国	〇〇、△△				〇〇、△△、□□							
目標輸出金額	●●万円				▲▲万円				■■万円			

このような「ロードマップ」を作成しておくことで、いつどのような取組みを行う予定なのか、整理できます。

## 4 現在の商流の状況と今後の商流の展開

○「現在の商流の状況」と「今後の商流の展開」について、現在と今後の違いが明確になるように記載してください。必要に応じて、図等を用いて補足してください。

### (記載例)

#### 【現在の商流の状況】

(1) A国

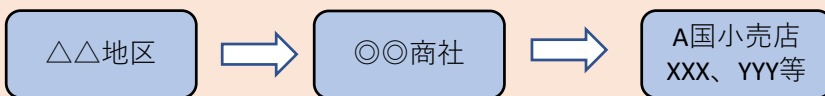


(2) B国



#### 【今後の商流の展開】

(1) A国



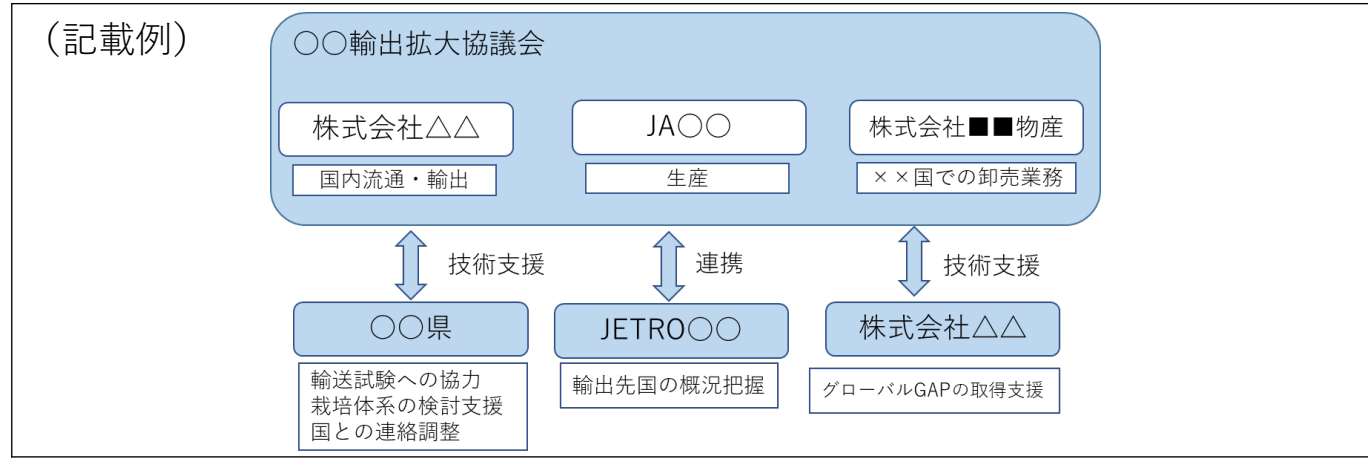
(2) B国



商流等が国ごとに異なる場合は、国別に記載してください。

5 事業の組織体系図及び連携体制図

○輸出にあたって連携する関係者や専門家（JETRO、HACCP等の認証取得の専門家など）との関係とそれぞれの役割を記載してください。  
 （必ずしも「PDCAサイクル図」を記載する必要はありませんが、PDCAサイクルを回すことが可能な体制が整備されている必要があります。）  
 ○個社名が特定できる関係機関は、事業者名などを具体的に記載してください。



6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目:○○○○) ①

		現状 (令和○年)	目標年 (令和○年) ②	備考
▲▲地区	輸出額(円)			
	③ 輸出量(t)			
	輸出先国	④		
	生産量/取扱量(t)	⑤		

① 当該輸出事業計画で取り組む品目を記載し、複数製品による申請の場合は、適宜セルを追加の上、輸出対象品目ごとに記載してください。

② 「目標年」は、事業実施期間の最終年度の翌年度を記載してください。  
 ※年度は必ずしも4/1~3/31ではなく、申請者における事業年度でも構いません。

③ 生産地区が複数にわたる場合については、可能な限りそれぞれ別葉で記載してください。

④ 輸出先国・地域は省略せず、すべての国・地域名を記載してください。  
 輸出先国・地域が多い場合、セルは適宜広げていただいて構いません。

⑤ 片方のみ該当する場合は、「生産量/取扱量(t)」は「生産量(t)」または「取扱量(t)」に修正ください。なお、単位については、品目に応じて、適宜変更頂いて構いません。

## 7 資金計画

施設等	事業内容	予定実施年度	事業費	備考 (調達方法)
●●選果施設	(例)●●の選果場の整備 (令和○年度当初 △△対策事業)	令和○年度	■千円	補助金:●千円 自己資金:△千円 (うち、【金融機関名】借入:●千円)
△△加工施設	「事業内容」には、整備を予定する施設・設備等の概要と、活用を希望する事業名を記載してください。			備考には、事業費の予算内訳を記載してください。 また、公庫融資を活用する場合は、様式1-1、1-2との整合性が取れているか、各部局が連携して、確認を行ってください。
改植(品種改良)				

※関連事業による支援を受ける施設等については、適宜、行を追加のうえ、記載すること。

## 8 その他特記事項等

これまでの項目以外で、何か特筆すべき点がある場合は、記載してください。

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

- 決算時に事業報告書を作成していない場合は、別途作成をお願いします(任意様式)。
- 都道府県や市町村等が申請者となる場合は、事業報告書、貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)の添付は不要です。

## 別添

都道府県の担当者名及び連絡先	都道府県名:	
	氏名(ふりがな):	
	所属(部署名等):	○品目により担当窓口が異なる場合がありますので、各都道府県の窓口にお問い合わせの上、担当者名を記載してください。 ※提出時に都道府県を経由しない場合は、記載する必要はありません。
	役職:	
	電話番号:	
	FAX:	
E-mail:		
申請者の担当者名及び連絡先	申請者団体名:	
	氏名(ふりがな):	
	所属(部署名等):	2者以上による共同申請の場合は、適宜セルを追加の上、記載してください。
	役職:	
	電話番号:	
	FAX:	
E-mail:		

## (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）の記載方法について

### 【参考】

これまでに認定された各輸出事業計画については、本様式が農林水産省のHPに掲載されていますので、作成の際には、適宜参考にしてください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html)

## 輸出事業計画

様式2

※申請者名：○○○、品目：○○○

### 1. 輸出における現状と課題

○様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」及び「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分について、簡潔に記載してください。

○箇条書きでも構いません。

○必要に応じて、図や表を掲載してください。

#### 【現状】

○……………  
○……………

様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

#### 【課題】

○……………  
○……………

様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

### 2. 輸出事業計画の取組内容

○様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、取組内容にあたる部分について、簡潔に記載してください。

○また、必要に応じて、様式1（別紙）における「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」の内容も踏まえて記載して下さい。

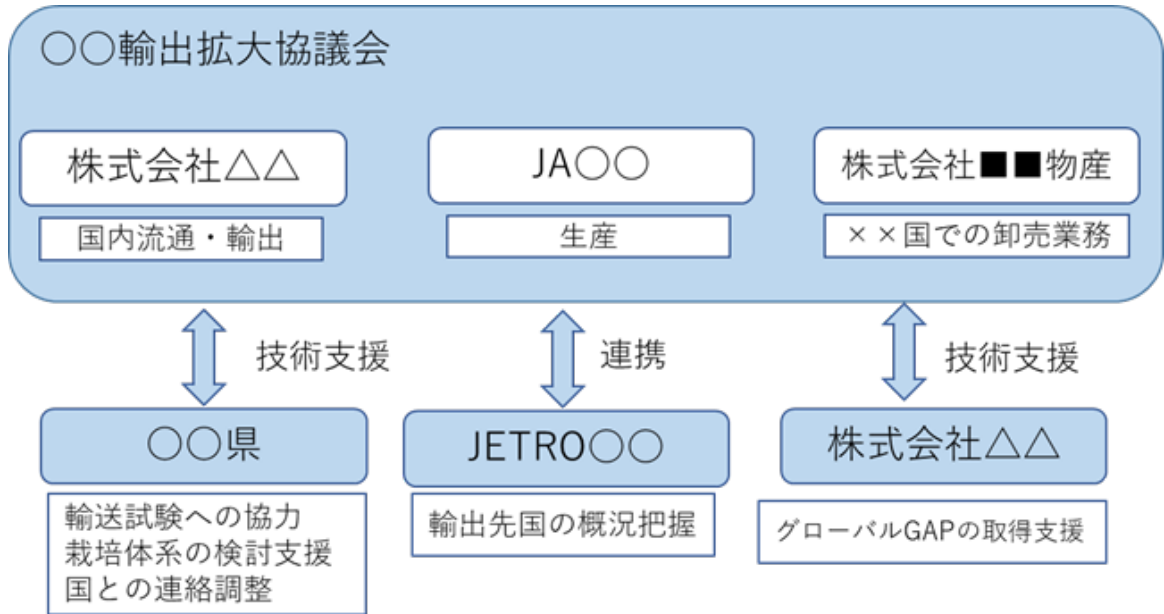
○なお、見やすい資料とするため、可能な限り、図や表を活用して表現してください。

### 3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制

○どのようにPDCAサイクルを回していくのかを意識して、様式1（別紙）における「5 事業の組織体系図及び連携体制図」の内容も踏まえながら、記載してください。

※なお、本公表用資料については、必ずしも具体的な事業者名等を記載する必要はありません。

（記載例）



### 4. 輸出目標額

※輸出先国と輸出する農林水産物・食品の現状及び目標金額を記載すること

○様式1（別紙）における「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」のうち、輸出額、輸出量、輸出先国について、記載してください。

	現状 (令和〇年)	目標年 (令和×年)
輸出額(円)	〇〇	××
輸出量(t)	〇〇	××
輸出先国	●●国	●●国、▲▲国……

## (3) 重点品目ごとの留意事項

### 【輸出産地リストに掲載された産地・事業者 共通】

- 輸出事業計画の策定にあたっては、実行戦略（別表1）における「各品目の輸出額目標」等の内容を踏まえることが望ましいです。  
また、策定の際には、都道府県及び地方農政局等の担当者とよくご相談願います。

### 【牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳乳製品】

- 食肉処理施設の衛生水準等、輸出先国が要求する条件へ対応したのとなっているか。
- ≪輸出産地リストに選定された産地・事業者（コンソーシアム）の輸出事業計画の場合≫
- 生産者、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る取組となっているか。
  - 実行戦略に基づく国別の輸出額目標を踏まえ、輸出事業計画において適切な輸出額目標が設定されているか。

### 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】

- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件や残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・対象品目毎に、作付面積と生産量について、現状値と目標値、目標値の考え方を記入すること。
  - ・輸出先国・地域までの輸送中の品質・鮮度保持及び向上等に向けた取組（前述に加え、貯蔵技術の向上等により出荷期間の長期化に向けた取組等を行う場合は、その取組内容についても）について、記入すること。
  - ・輸出先国・地域のニーズや規制（植物検疫条件、残留農薬基準等）に対応した取組のほか生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）も記入（例：果樹の新植・改植時の省力樹形の導入、高品質果実の安定生産に向けた灌漑方式の導入、スマート農業技術や環境制御技術を導入した「いちご」の大規模生産施設の整備等）。

## 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

※「3 課題と取組内容」につきましては、前ページ記載の点に加え、各品目ごとに以下の点も考慮して、取組内容を検討すること。

### <りんご>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。
- ・ターゲット層に応じた商品の生産・出荷体制の強化。  
(例：春節の贈答用需要の高い大玉等の価格帯商品の供給強化、一般消費者向けに値頃感のある中小玉の生産・供給体制強化等)

### <ぶどう>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。  
(特に競合国の多いシャインマスカットを対象とする場合は、今後、どのような生産・販売戦略としていくのか等)
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

### <もも>

- ・モモシンクイガ等輸出先国・地域の検疫条件に対応可能な防除・除去対策等の徹底。
- ・輸出先国・地域の需要に対応するためのロットの確保。
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

### <かんきつ>

- ・皮が剥きやすく甘みが強いなどの輸出先国・地域のニーズに応じた品種等の安定供給、出荷期間の長期化。
- ・品種に応じた品質・鮮度保持輸送のための最適条件等の検討・導入（例：うんしゅうみかんの船便による鮮度保持技術・資材の検討・導入等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底等。

### <いちご>

- ・輸送中の品質・鮮度保持（クッション性のある新包装容器の導入や既存容器での積み重ねが可能な資材の導入による荷傷みの軽減等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
- ・輸出先国・地域の需要対応、輸送効率の向上（コンテナ満載、航空輸送から海上輸送への転換等）に向けた出荷単位の大口化。
- ・輸送適性の高い品種の導入等。

## 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

### <かんしょ・かんしょ加工品>

- ・ 輸送中のカビ・腐敗、ダンボールの荷崩れ・潰れ等に対する鮮度保持技術・資材の検討・導入。
  - ・ サツマイモ基腐病の被害防止に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
  - ・ かんしょ加工品の輸出に取り組む場合は、輸出先国の食品等に係る法規、規格及び規制に対応した取組。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
- ・ 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載する。
  - ・ また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理すること。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回す上で、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【切り花】

- 産地と卸売・輸出事業者等が連携した取組となっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件等の対応を要する規制の内容を記入すること。

## 【切り花】の続き

- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・対象品目ごと・露地・施設ごとの作付面積、生産量、出荷時期、出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方。
  - ・輸出先国・地域のニーズや規制に対応した取組のほか、生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）。
  - ・輸出先国の需要期、輸出時期（〇月～〇月等）に適応した産地の生産体制となっているか。
  - ・輸出先国までの輸送時の品質維持（コールドチェーンの確立等）に必要な取組となっているか。
  - ・輸出先国で求められる植物検疫条件、認証等に対応した取組となっているか。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【茶】

- 産地と輸出事業者が連携した取組になっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・有機栽培・国の防除体系別の作付面積、生産量、出荷時期、輸出向けの出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方（例えば、取引先から最低ロットとして〇tを求められたことがある等。）
  - ・目標に向けてどのように対応していくのかの方向性と、その課題。
  - ・現時点で連携する輸出事業者がない場合は、自ら輸出するのか、または将来的に輸出事業者との連携を考えているのかを含め、どのように販路の開拓を行い、輸出につなげていくのか。スケジュール感もわかるように記入すること。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。

## 【茶】の続き

- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
  - ・「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載してください。
  - ・また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理してください。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回すうえで、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品】

### <産地の場合> ※一定のまとまりを持って輸出用米の生産に取り組む者

- マーケットインの発想に基づいた生産や具体的な販売戦略を計画できているか。
- 輸出事業者との連携体制は構築されているか。  
（あるいは構築する見込みとなっているか。）

### <輸出産地の場合>

#### ※千トン超を生産する意思表示を示し、実行戦略に基づきリスト化された者

- 目標年の輸出量は千トン超に設定されているか。
- 大ロット・低コストで輸出用米を生産・供給するための取組が記載されているか。

### <輸出事業者の場合>

- ターゲット国及びニーズを踏まえた、具体的な販売戦略を計画し、インポーター等との連携が図られているか。  
（あるいは連携を図るための取組が計画されているか。）
- 設定されたターゲット国は規制上輸出可能か。  
（あるいは規制対応のための取組が計画されているか。）

## 【製材・合板】

- 川上から川下までの事業者が連携した取組になっているか。
- 将来にわたり森林資源を確保（再造林）する取組になっているか。
- 加工された木材を輸出する取組になっているか。
- クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材の取組となっているか。

## 【水産物（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠）】

- 実行戦略の別表1（品目別輸出目標）の記載も参考に、自らの輸出事業の抱える課題と対応を明確化すること。
- 輸出先国・地域のニーズに加えて、食品衛生基準や薬剤残留基準等の輸出先国・地域の規制とその対応についても把握している範囲で記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体が生産者である場合は、現在の生産量だけでなく、取引先等を通じて現在の輸出実績（商品形態、仕向け先国、輸出量・額等）についても把握し記載すること。
- 策定主体が加工・流通・輸出事業者である場合は、仕入先である生産者等を通じて、現在の生産量や輸出向け生産量について把握し記載すること。
- 課題・目標設定時には、特に以下に留意すること。
  - ・商品単価の設定や取引価格の上昇見込みなどの妥当性。
  - ・対象とする水産物が主に養殖業により生産される場合は、安定した生産と原料の供給が可能か、増産を図る場合は養殖場の維持・拡大などについて確認すること。
  - ・対象とする水産物が主に漁業により生産される場合は、資源変動による漁獲量の増減なども考慮し、安定して原料を確保できる見込みがあるか、当該水産物の資源評価や生産動向などについて確認すること。
- このほか、以下について留意すること。
  - ・対象とする品目が、条約や輸出先国の法令等により輸出禁止又は制限されている品目であり、これから輸出が解禁されるはずといった楽観的な予測となっていないか。
  - ・輸出先国と我が国との関係の変化や輸出先国による食品安全規制の強化による輸出量の急減など、突発的に生じる輸出ビジネス上のリスクについて検討が加えられているか。
  - ・画像等の使用にあたって著作権等の権利関係に留意するほか、輸出事業計画（公表用資料：様式2）が広く一般に公表されることを前提として、コンプライアンスの観点からチェックしているか。

## 【清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油】

- 多様な商品があるため、具体的な商品情報を記載すること。
- H A C C P、ハラール等の施設の認定・認証を有していれば、記載すること。
- 食品添加物規制、包材規制等について把握しておくこと。

## 【清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎、泡盛】

### 【参考】輸出事業計画策定に当たっての着眼点

- 「3 課題と取組内容」
  - ・輸出事業計画の策定主体が酒類製造業者である場合、原料の調達体制が確保される取組となっているか。
  - ・輸出事業計画の策定主体が酒類の流通・輸出事業者である場合、輸出量確保のため、仕入先である酒類製造業者と連携体制を構築できる取組となっているか。
  - ・輸出先国の酒類等に係る法規・規格及び規制に対応した取組となっているか。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」及び「7 資金計画」
  - ・計画実施に当たっての必要額及び目標年（又はそれ以降の年）の利益額を適切に見込み、事業として実現可能な取組となっているか。

※ なお、上記【参考】は例示であり、必須記載項目とするものではありません。

## (4) チェックリスト

○以下のチェックリストに基づき、認定基準が満たされているか、添付書類に漏れがないか等、ご確認ください。

◎輸出事業計画の認定を受けようとする者が以下の要件を満たしているか。

輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人や団体である。  
(直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等の確認)

申請者本人及び輸出事業計画を実施するための法人等の役員等が暴力団ではない。

GFPコミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/>) に登録していること。

◎以下の添付書類が添付されているか。

申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表 (B/S) 及び損益計算書 (P/L)  
(これらの書類がない場合は、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類)

公表用資料 (様式2) ※該当者 (P2の類型①～④) のみ

◎輸出事業計画に以下の事項が記載されているか。

輸出事業の目標

輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国

輸出事業の内容及び実施期間

輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状

事業者が認識している輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出拡大に向けた課題

◎輸出事業計画が以下の基準を満たしているか。

ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。

輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。

目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。

輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

様式1-1が添付されている場合には、その内容が食品等流通法第5条第3項各号のいずれにも適合すること。

様式1-2が添付されている場合には、その内容が食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第3条第1項に規定する基本方針に照らし適切なものとして規則第3条で定める基準に適合すること。

### 3. お問い合わせ先

#### 【輸出事業計画全般に関わること】（輸出担当課）

担当部署		お問い合わせ先
農林水産省	輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室	03-6744-7172
北海道農政事務所 (北海道)	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8810
東北農政局 (青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県)	経営・事業支援部 輸出促進課	022-221-6402
関東農政局 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県・静岡県)	経営・事業支援部 輸出促進課	048-740-5290
北陸農政局 (新潟県・富山県・石川県・福井県)	経営・事業支援部 輸出促進課	076-232-4233
東海農政局 (岐阜県、愛知県、三重県)	経営・事業支援部 輸出促進課	052-223-4619
近畿農政局 (滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県)	経営・事業支援部 輸出促進課	075-414-9101
中国四国農政局 (鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県)	経営・事業支援部 輸出促進課	086-230-4258
九州農政局 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県)	経営・事業支援部 輸出促進課	096-300-6339 096-300-6385
沖縄総合事務局 (沖縄県)	農林水産部 食料産業課	098-866-1673

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】（畜産関係）

品目・担当部署		お問合せ先
<b>牛肉・豚肉</b>		
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課（食肉貿易班）		03-6744-2130
（北海道）	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
（関東農政局管内）	関東農政局 生産部 畜産課	048-740-5318
（北陸農政局管内）	北陸農政局 生産部 畜産課	076-232-4317
（東海農政局管内）	東海農政局 生産部 畜産課	052-223-4625
（近畿農政局管内）	近畿農政局 生産部 畜産課	075-414-9022
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局 生産部 畜産課	086-224-9412
（九州農政局管内）	九州農政局 生産部 畜産課	096-300-6278
（沖縄県）	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653
<b>鶏肉・鶏卵</b>		
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課（鶏卵食鳥班）		03-3502-5990
（北海道）	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
（関東農政局管内）	関東農政局 生産部 畜産課	048-740-5318
（北陸農政局管内）	北陸農政局 生産部 畜産課	076-232-4317
（東海農政局管内）	東海農政局 生産部 畜産課	052-223-4625
（近畿農政局管内）	近畿農政局 生産部 畜産課	075-414-9022
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局 生産部 畜産課	086-224-9412
（九州農政局管内）	九州農政局 生産部 畜産課	096-300-6278
（沖縄県）	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653
<b>牛乳乳製品</b>		
農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課		03-6744-2128
（北海道）	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
（関東農政局管内）	関東農政局 生産部 畜産課	048-740-5318
（北陸農政局管内）	北陸農政局 生産部 畜産課	076-232-4317
（東海農政局管内）	東海農政局 生産部 畜産課	052-223-4625
（近畿農政局管内）	近畿農政局 生産部 畜産課	075-414-9022
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局 生産部 畜産課	086-224-9412
（九州農政局管内）	九州農政局 生産部 畜産課	096-300-6278
（沖縄県）	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】

(園芸・米関係)

品目・担当部局		お問合せ先
<b>果樹（りんご・ぶどう・もも・かんきつ）</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）		03-3502-5958
<b>野菜（かんしょ・かんしょ加工品）</b>		
農林水産省 農産局 地域作物課		03-6744-2115
<b>野菜（いちご及びその他野菜）</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）		03-3502-5958
<b>切り花</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（花き産業・施設園芸振興室）		03-6738-6162
<b>茶</b>		
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ		03-6744-2194
<b>コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品</b>		
農産局 農産政策部企画課（米穀貿易企画室）		03-6738-6069
(北海道)	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
(東北農政局管内)	東北農政局生産部 生産振興課	022-221-6169
(関東農政局管内)	関東農政局生産部 生産振興課	048-740-0409
(北陸農政局管内)	北陸農政局生産部 生産振興課	076-232-4302
(東海農政局管内)	東海農政局生産部 生産振興課	052-223-4622
(近畿農政局管内)	近畿農政局生産部 生産振興課	075-414-9020
(中国四国農政局管内)	中国四国農政局生産部 生産振興課	086-224-9411
(九州農政局管内)	九州農政局生産部 生産振興課	096-300-6227
(沖縄県)	沖縄総合事務局生産部 生産振興課	098-866-1653

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】（その他）

品目・担当部署	お問合せ先
<b>製材・合板</b>	
林野庁 木材利用課	03-6744-2299
<b>ぶり・たい・ホタテ貝・真珠</b>	
水産庁 加工流通課	03-3502-4190
<b>清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油</b>	
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-7180
<b>清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎・泡盛</b>	
国税庁 酒税課 輸出促進室（輸出促進第二係）	03-3581-4161(内線3162)

(参考)

## 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（1）

# 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等

### ハード事業

（令和2年度第3次補正・令和3年度当初）

- 1 食料産業・6次産業化交付金
  - ① 6次産業化施設整備（優先採択）【当初】  
六次産業化・地産地消法等の認定を受けた農林漁業者等による加工・販売施設等の整備を支援。
  - ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備（優先採択）【補正・当初】  
農林水産物の輸出拡大を図るため、食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援。
- 2 農畜産物輸出拡大施設整備事業（優先採択）【補正】  
国産農畜産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やクールドフーン対応卸売市場施設等の整備を支援。
- 3 強い農業・担い手づくり総合交付金（優先採択）【当初】  
産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援。
- 4 産地生産基盤パワーアップ事業（優先採択）【補正】  
収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援。

- 5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先採択）【補正】  
畜産カスター計画に位置付けられた中心的な経営体の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入を支援。
- 6 農業農村整備事業等＜一部公共＞（優先配分）【補正】、（優先採択）【当初】  
農産物の輸出拡大に取り組み地域の農地や農業水利施設の整備を推進。
- 7 林業・木材産業成長産業化促進対策（優先採択）【当初】  
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組み木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 8 浜の活力再生・成長促進交付金（優先採択）【当初】  
漁業所得の向上を目指す「浜」の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設等の整備等を支援。
- 9 水産基盤整備事業＜公共＞（優先採択）【当初】  
水産物集出荷機能の集約・強化や輸出促進に向けた衛生管理対策、養殖適地の確保などを支援。
- 10 水産物輸出促進緊急基盤整備事業＜公共＞（優先採択）【補正】  
水産物の輸出の拡大を図るため、大規模な流通・生産の拠点における集出荷機能の強化や養殖水産物の生産機能の強化を推進。

### ソフト事業

- 1 海外需要創出等支援対策事業（要件緩和）【補正・当初】  
輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、マーケティングの専門家を活用した上で、数値目標を定めて取り組み団体・民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 2 輸出環境整備推進事業（優先採択）【補正・当初】  
輸出先国規制に対応する環境整備を支援。
- 3 地域の加工食品の国際競争力強化支援事業（優先採択）【補正】  
加工食品の国際競争力強化のための開発・PR等や生産性向上等に必要な新技術導入・機器整備を支援。
- 4 植物品種等海外流出防止総合対策事業（優先採択）【当初】  
グローバル産地で取り組むとする新品種について、海外への流出や無断栽培を防止するため、海外における品種登録を支援。
- 5 持続的生産強化対策事業（優先採択・優先配分）【当初】  
時代を拓く生産強化作り支援、果樹農業生産力増強総合対策、ジャバンプラワー強化プロジェクト推進、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進、生産体制・技術確立支援、GAP拡大推進加速化
- 6 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）【補正】  
EU諸国等に対する有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、有機JAS認証及びGAP認証（GLOBAL.G.A.P.、ASIAGAP）の取得や商談等の取組を支援。
- 7 食肉加工品輸出基盤強化推進事業（優先採択）【当初】  
輸出先国の需要や規制を満たす食肉加工品を供給する基盤を強化するため、輸出先国における食肉加工品の嗜好・需要や添加物使用・成分表示規則の調査、試験的輸出を支援。

- 8 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）【補正】  
農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。また、優先枠を設定し、スマート農機等の導入を重点的に支援。
- 9 中山間地農業推進対策（優先採択）【当初】  
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 10 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策（優先採択・優先配分）【補正】  
輸出先国のニーズ・規格等に対応した製品開発や性能検査・実証、輸出先国への重点プロモーション活動、輸出拡大に資するきこの等の生産施設整備を支援。
- 11 高付加価値木材製品輸出促進事業（優先採択）【当初】  
付加価値の高い木材製品の輸出拡大のため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を推進。
- 12 水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）【補正】  
生産・加工・流通・販売等のバリューチェーン関係者が連携して輸出先国のニーズを捉えたモデル的な高流・物流を構築し、輸出を拡大する取組を支援。
- 13 水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業（優先採択）【当初】  
国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、加工・流通業者等が、加工原料を新たな魚種に転換する取組や単独では解決困難な課題を連携して対処する取組、輸出を促進する取組を支援。

(参考)

## 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (2)

### 農林水産物・食品輸出促進資金制度～輸出・海外展開に取り組む事業者の施設整備等を支援～

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法(※1)およびHACCP支援法(※2)に基づく認定計画とみなして融資を行おうことで、農林水産業および食品産業の持続的な発展に資することを目的とした資金制度です。

※1 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号) ※2 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

#### < 事業の内容 >

##### 1. 輸出事業計画の支援措置

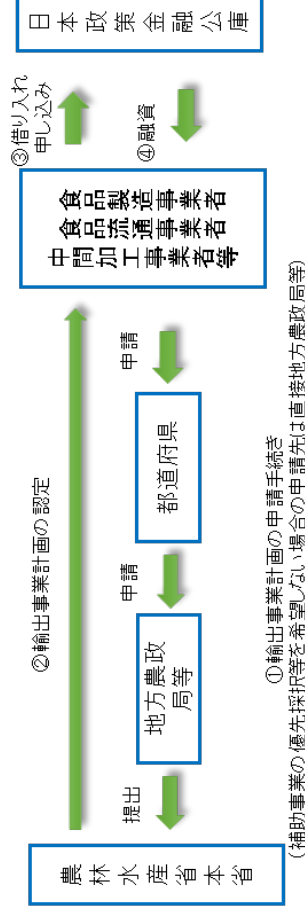
###### (1) 公庫資金の特例(農林水産物・食品輸出促進資金制度)

- ①食品流通改善資金(食品等流通合理化事業施設) 融資対象事業として、輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用に加え、輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用、海外現地子会社への出資費用などが追加されます。
- ②食品産品品質管理高度化資金(HACCP資金) 貸付金の最高限度額について、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化を促進する場合は、必要事業費の80%となります。

##### (2) 補助事業の優先採択

輸出事業計画を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、農林水産省が実施する各種ハード・ソフト補助事業の優先採択等の対象となります。

##### 2. 事務手続きの流れ



①輸出事業計画の申請手続き(補助事業の優先採択等を希望しない場合の申請先は直接地方農政局等)

#### < 事業イメージ >

##### 対象となる取組の例

###### 例1 国産茶葉を加工した抹茶を輸出

- ①加工場の建設費用
- ②輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用
- ③海外の新たな市場を開拓し、商流を拡大するための商談会の出張費用

###### 例2 国産酒米を使用した日本酒を輸出

海外現地に設立する子会社への出資に必要な費用

###### 例3 国産大豆を使用したようゆを輸出

- ①HACCP対応の加工場の建設費用
- ②輸出に向けた生産能力の向上を図るための設備増強にかかる費用

###### 例4 輸出事業者を支援する原料供給事業者を支援(中間加工事業者)

- ①主食用米や加工用米などを取り扱う米穀卸売業者への支援
- ②補助事業制度を利用した輸出国産米供給のための低温倉庫などの建設費用
- ③供給する加工用米は、取引先の食品企業を通じて輸出

【お問い合わせ先】

株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)(0120-154-505) 各支店の連絡先につきましては、以下のURLでご確認ください。  
<https://www.ifc.go.jp/n/branch/>

なお、日本公庫では、ご融資による支援のほか、公庫資金をご利用のお客さまに対して、JETRO等の外部の専門家と連携した海外展開支援もあわせて行っています。

日本公庫  
ホームページ

